

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、性的少数者をはじめ、性の多様性への理解を深めるとともに、一人ひとりの個性や多様な価値観が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性自認(自己の性別についての認識をいう。)が出生時の性と異なる者及び性的指向(恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者が、一方又は双方の子(実子又は養子をいう。)を含め、家族として協力し合う関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ・ファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。
- (5) 申告 本市への転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定書の締結又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する他の地方公共団体(以下「連携地方公共団体」という。)において、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用していた者が、当該事実及びパートナーシップ・ファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓及び申告の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップ関係にある双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップ関係にある双方が市内に住所を有している又は一方が

市内に住所を有し、他方が宣誓の日（以下「宣誓日」という。）若しくは申告の日（以下「申告日」という。）から3月以内に市内に転入予定であること。

(3) パートナーシップ関係にある双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。）がないこと。

(4) 他の者とパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと。

(5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者でないこと。ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く。

(6) ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする者にあつては、一方又は双方とファミリーシップ対象者との生計が同一であること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓しようとする者は、職員の面前において自ら記入した半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 現に婚姻をしていないことが確認できる書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップ関係にあることを宣誓する場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市外に在住するもの者であつて半田市内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類の提出をもって前項第1号に規定する書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに前項第1号の書類を提出しなければならない。

5 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

6 宣誓しようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない場合は、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(申告の方法)

第4条の2 申告をしようとする者は、職員の面前において自ら記入した半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(第1号様式の2。以下「申告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

(1) 転入前に連携地方公共団体から交付を受けた第7条の規定により交付される書類に類する書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告日前3か月以内に発行されたものに限る。)

2 前条第2項から第6項までの規定は、申告について準用する。この場合において、同条中「宣誓」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の規定により申告をした者について、申告日又は市内への転入をした日に宣誓をしたものとみなすことができる。この場合において、市長は、第7条から第11条までの規定の適用に関し、宣誓書の提出があったものとして取り扱うものとする。

4 申告をした者から第1項の規定により申告書及び添付書類の提出があった場合、遅滞なく転出元である連携地方公共団体に通知する。

(本人確認等)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード(マイナンバーカード)

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証又は登録証明書

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓をするときに提示するものとする。

（証明書等の交付）

第7条 市長は、宣誓書の提出があったときは、宣誓の要件を審査し、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（第2号様式）及び半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第3号様式）（以下「証明書等」という。）を、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。

（証明書等の再交付）

第8条 証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損その他市長が認める事情により証明書等の再交付を希望するときは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（第4号様式）により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする

（宣誓書記載事項変更の申出）

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（第5号様式。以下「内容変更届」という。）を交付済みの証明書等とともに市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。

(2) 宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき。

(3) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。

(4) ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。

(5) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

(2) 前項第2号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し

(3) 前項第5号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 市長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（第6号様式。以下「返還届」という。）に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップ関係を解消したとき。

(2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 宣誓書を提出した時点において、証明書等の交付を受けた者のいずれか又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項第1号に該当する場合で、宣誓者のいずれか一方から返還届の提出があった場合は、返還届を受理した後、もう一方の宣誓者に対し、証明書等の返還を求めるものとする。

（連携地方公共団体の長等を経由する返還）

第10条の2 前条の規定にかかわらず、本市から連携地方公共団体へ転出し、申告に類する手続をもって当該連携地方公共団体のパートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用しようとする者は、当該連携地方公共団体が定めるところにより、当該連携地方公共団体の長等を経由して受領証等を市長に返還することができる。この場合において、市長への受領証等の返還は、当該手続により連携地方公共団体の長等に受領証等が提出されたときになされたものとみなす。

（無効となる宣誓）

第11条 次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とし、証明書等の返還を求めるものとする。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第4項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。